

平成28年6月21日
石川県選挙管理委員会
(直通 076-225-1282)
(内線 3547 ~ 3549)

参議院選挙区選出議員選挙の法定選挙運動費用額について

平成28年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録が6月21日に行われ、同日現在の選挙人名簿登録者総数が定まった。

これにより、参議院選挙区選出議員選挙における法定選挙運動費用額(選挙運動に関する支出限度額)は、公職選挙法の規定により**36,224,500円**となった。

なお、当委員会は、この額を6月22日に告示する。

[算定方法]

① 人数割額

(6月21日現在の選挙人名簿登録者総数)

$$963,421 \text{ 人} \times 13 \text{ 円} = 12,524,473 \text{ 円}$$

② 固定額 23,700,000円

$$\text{①} + \text{②} = 36,224,500 \text{ 円 (100円未満の端数は切り上げ)}$$

(参考)

前回(平成25年7月21日執行参議院選挙区選出議員選挙)の法定選挙運動費用額

36,015,000円に対して 209,500円(0.58%)の増

理由

名簿登録者数の増 947,305人 → 963,421人(16,116人増)